

○宍粟市グループホーム新規開設サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、宍粟市グループホーム新規開設サポート事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

(別に定める事項)

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条の規定による着手・完了届、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払及び規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

(特例)

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年3月31日をもって失効する。

附 則（令和2年12月25日告示第111号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業の名称	グループホーム新規開設サポート補助事業
補助事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）の開設時の初度設備等の経費を助成することにより、グループホームの新規開設を促進し、もって障害者の地域移行の推進を図ることを目的とする。
補助事業の対象者	市内において、1以上の住居により構成され、定員4人以上のグループホームとして新たに共同生活援助事業所の指定（既存のグループホーム

		ムと一体的に運営される事業所として新たに指定を受ける場合を含む。)を受けようとする法人。ただし、施設整備等経費の助成については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)に基づく補助金の交付申請を行ったにもかかわらず、国予算等の関係でその交付を受けられなかった法人で、グループホームの整備を早急に図る必要があると市長が認めた法人に限る。
補助事業の内容及び補助対象経費		グループホームの開設に要する次に掲げる経費のうち市長が必要と認めた経費。 ① 備品購入費…グループホームの開設の前後2か月以内に、グループホームの利用者が共同で使用する電磁調理器、空調設備、消火器、冷蔵庫、洗濯機等の購入に要する経費(取付け設置費を含む。) ② 住居の借り上げ等に要する初期経費…住居の借り上げに伴う敷金、礼金、仲介手数料 ③ 施設整備等経費…グループホームの新築若しくは増築又はグループホームを開設するために購入若しくは賃借契約により取得した家屋の改修に要する経費。ただし、土地、建物等の購入費用及び建物に付随していないものは除く。
補助率又は補助金額		次のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 ① 備品購入費…上限を180千円とし、補助対象経費の実支出額の3分の2以内で市長が必要と認めた額 ② 住居の借り上げ等に要する初期経費…上限を定員1人につき70千円を乗じた額の3分の2の額とし、補助対象経費の実支出額の3分の2以内で市長が必要と認めた額 ③ 施設整備等経費…新築又は増築の場合は上限を国交付要綱別表3-1 共同生活援助の部本体の款定員4人～10人の項に定める補助基準額の2分の1の額とし、改修の場合は上限を5,000千円とし、補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を差し引いた額の2分の1以内で市長が必要と認めた額
その他		この補助金の交付は、グループホームの開設につき、それぞれの経費ごとに1回限りとする。
別に定め	規則第3条関係(交付申請)	添付書類…補助金所要額調書、事業計画書、歳入歳出予算書(抄本)、開設に要する経費に係る見積書の写し、その他市長が指示する書類

る 事 項		指定期日…別途指示する。
	規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	添付書類…交付申請に準じる。 指定期日…別途指示する。
	規則第10条関係（着手・完了届）	不要
	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…事業の趣旨を著しく逸脱しない程度の変更
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…補助金精算書、事業実績報告書、歳入歳出決算（見込）書（抄本）、開設に要する経費に係る領収書の写し、建物等賃貸借契約書の写し（建物を借り上げてグループホームを開設する場合に限る。）、法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたことを証する書類、グループホームの現況写真、その他指示する書類 指定期日…事業完了後1か月以内
	規則第16条第2項関係（概算払い）	可（原則として、所要見込額の2分の1以内を年1回）
	規則第22条第2項関係（処分制限期間）	適用除外